

山口市ため池防災対策協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ため池に関し、災害防止対策の検討と管理体制の確立について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 この要綱に定めるところにより、山口市ため池防災対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その対策の基本的な方針案を決定する。

- (1) 実態調査に関すること。
- (2) 維持管理に関すること。
- (3) 利用に関すること。
- (4) 防災に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は副市長を、副会長は経済産業部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要あると認めるときは、関係委員のみで会議を開くことができる。
- 4 会長は、必要あると認めるときには、委員以外の者を出席させ、意見、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、経済産業部農林整備課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の山口市ため池防災対策協議会設置要綱、小郡町ため池防災対策協議会設置要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

山口市ため池防災対策協議会委員

区 分	職 名
会 長	副 市 長
副 会 長	経 済 産 業 部 長
委 員	防 災 危 機 管 理 課 長
委 員	財 政 課 長
委 員	企 画 経 営 課 長
委 員	道 路 河 川 管 理 課 長
委 員	道 路 河 川 建 設 課 長
委 員	開 発 指 導 課 長
委 員	農 林 政 策 課 長
委 員	農 林 整 備 課 長
委 員	阿 東 総 合 支 所 農 林 課 長
委 員	徳 地 総 合 支 所 農 林 課 長
委 員	小 郡 総 合 支 所 農 林 課 長
委 員	秋 穂 総 合 支 所 農 林 土 木 課 長
委 員	阿 知 須 総 合 支 所 農 林 土 木 課 長